

意匠法の問題圏 第14回

—— 保護対象 VI 視覚的美感②

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

VI. 視覚的美感

3. 美感

1) 学説等

①旧法(大正10年法以前)の議論

大正10年法以前の意匠法には、「美感」等の文言はない*1*2。しかし、意匠が「美感」等を本質とすることは、一般的な了解事項であった。

例えば、特許庁意匠課『意匠制度120年史』59頁は、大正10年法では、「審美的なことについてはなんら明文規定がなかったが、学説及び審査取極においては、審美的であることを要件と解しており、旧法の解釈、通説を明文化した規定といえる。」と述べ、学説として、吉原隆次『意匠法詳論』*3、及び村山小次郎『四法要義』*4を挙げ、『昭和26年6月集録意匠審査取極』の「物品を装飾(美化)するものと認むるに足らざる時は意匠を構成せざるものとして拒絶すること(意匠法第1条)(昭和五)」*5を参照している(カタカナはひらがなに改める。以下同じ)。

昭和3年から4年にかけての改正検討においても、「意匠の定義」として、「意匠とは物品に^{かん}關する形状、模様若は色彩又は其の結合に係る工業的考案にして物品自体の本質を構成し物品に依り具体化せられて全体として視る者の美感(美的感情快感、趣味)を満足せしむるに足る印象を與ふるものを謂ふ」との提案がある*6。

大正10年法における学説等をみると、意匠に関する「美感」等の概念は、発明・実用新案と意匠とを別するための概念として機能している*7。また、この点は、大正10年法以前(明治期)においても同様である*8。

②意匠審査基準の変遷*9

(ア)『意匠審査取極』

大正10年法時代の『意匠審査取極』(昭和26年6月)では、昭和5年からの規定として、「意匠を構成せずと認める場合 意匠法第一條の意匠を構成せずと認める場合」において、その一つとして、「A 装飾(美化の^{けっけつ}欠缺)が記載されている。また、「美化するに足りない物 物品を装飾(美化)するものと認められない場合は意匠を構成せざる物として拒絶すること(意匠法第一條)(昭和五)」との記載もある。

(イ)『意匠審査基準』(昭和43年)

(平成10年一部改正前昭和34年意匠法)

昭和43年の『意匠審査基準』は、「意匠を構成しないもの」として「(4) 視覚を通じて美感を起こさせないもの」を規定し、その2類型に、「イ 機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」、および「ロ 意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」を挙げている。なお、2類型のみに限定されるのか、例示であるかは明記されていない。

(ウ)『意匠審査基準』(平成14年改訂)

この改訂基準では、昭和43年基準を基本的に維持しつつ、(1)「視覚を通じて起こる」美感に限られること、(2)「美術品のように高尚な美」でなくてもよいこと、および、(3)(イ)「機能、作用効果を主目的としたもの」と(ロ)「まとまりがないもの」は「美感を起こさせないもの」の例示であることを明記した(とはいえ、この2類型以外には美感を判断する基準は考えられないが)。